

中川村における女性職員の活躍の推進に関する

特定事業主行動計画

平成 28 年4月1日

中 川 村 長

中川村議会議長

中川村教育委員会

中川村選挙管理委員会

中川村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、中川村長、中川村議会議長、中川村教育委員会、中川村選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

中川村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

○数値目標等

- ① 平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を20%以上にする。
- ② 平成32年度までに、超過勤務の年間平均時間を平成26年度の実績（76H）を9%以上減少させ、70Hにする。
- ③ 平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の実績をつくる。
- ④ 平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上にする。

- ⑤ 平成28年度から平成32年度の、制度が利用可能な女性職員の育児休業の取得割合が、平成27年度実績の100%を下回らないよう引き続き努力する。
- ⑥ 平成28年度から平成32年度の、一般行政職における女性の採用試験受験者を、4割以上にする。
- ⑦ 平成28年度から平成32年度の、一般行政職における女性の採用者の割合が、平成27年度実績の5割を下回らないよう引き続き努力する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は村長部局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 積極的な研修への参加を促し、職員育成を図る。
- ② 業務に応じた人事の適正配置・職員採用や超過勤務をしない日の徹底など、超過勤務の減少を図る。
- ③ 男性が育児休業を取得できる職場環境の整備を図る。
- ④ 制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働き掛ける。
- ⑤ 積極的に村のPRを行い、イメージアップを図るとともに、広報紙等を通して試験実施の周知を図る。
- ⑥ 積極的に村のPRを行い、イメージアップを図るとともに、広報紙等を通して試験実施の周知を図る。